

4

第4章

施策の内容

1 基本目標Ⅰ 誰もが共に参加できるまちづくり

- ・主要課題① 地域における男女共同参画の推進
- ・主要課題② 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

2 基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり

- ・主要課題① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・主要課題② 生涯を通じた健康支援
- ・主要課題③ 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
（三芳町DV防止基本計画）

3 基本目標Ⅲ 男女平等の意識づくり

- ・主要課題① 性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革
- ・主要課題② 男女平等教育の推進

第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ

誰もが共に参加できるまちづくり

主要課題1

地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

家庭とともに身近な暮らしの場である地域での男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。少子高齢化や単身世帯の増加、住民と地域の関係性の希薄化等の社会的変化は、地域社会の活力低下の大きな要因のひとつになっていると考えられます。三芳町男女共同参画に関する住民意識調査（以下「男女共同参画に関する住民意識調査」という。）においても、平成27年度（2015年度）調査で「地域の活動に参加しているか」との設問に「特に何もしていない」と回答したのは56.0%、平成30年度（2018年度）調査では48.7%と減少しているものの、約半数が不参加という結果であり、住民と地域の関係性が希薄になっていることがうかがえます。

こうした中、年齢や性別を問わず、地域に参加しやすい体制を構築し、持続可能な地域社会を築いていくためには、行政と住民一人ひとりが、共に地域社会の一員としてまちづくりに取り組む必要があります。平成29年度（2017年度）には男女共同参画庁内連絡会議を設置し、平成30年度（2018年度）には三芳町男女共同参画推進条例（仮称）の制定検討を開始する等、行政における推進体制の整備を始めました。今後は、地域開発や地域振興において、女性の意見を積極的に取り入れることが求められます。

また、国際化が進む中で国際交流や国際理解を深めるとともに、外国籍住民の方が暮らしやすいまちづくりを支援し、友好協力関係の緊密化に努めていくことが必要です。

加えて、性的指向や性自認の偏見や差別をなくすために、性の多様性（LGBT、SOGI）※10への理解を深めるとともに、性的少数者が気兼ねなく地域に参加できる体制づくりをする必要があります。

防災関係では、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災において、避難所等での女性に必要な物資の不足や設備の不備、プライバシーなどの問題が明らかになっており男女共同参画の視点を取り入れた防災体制や防災施策の確立が求められています。

※10 LGBT：性的少数者を限定的に指す言葉。性的指向が同性の女性（Lesbian）、性的指向が同性の男性（Gay）、両性愛者（Bisexual）、出生時に法律的・社会的に定められた自らの性別に違和感を持つひと（Transgender）の頭文字をとって組み合わせた言葉。

SOGI：人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかという概念である性的指向（Sexual Orientation）と、自分の性をどのように認識しているのか・性自認どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念である性自認（Gender Identity）をあわせた略語。

事業 番号	事業名	事業内容	担当課
		具体的事業・目標	
1	誰もが気兼ねなく参加できる体制の配慮	庁内各課で開催する各種事業（講座・講演会等）において、年齢や性別、仕事・子育て・介護の状況や障がいの有無に関わらず、誰でも気兼ねなく参加できるよう、男女共同参画の視点に立ち、開催日時や場所への配慮、保育体制、手話通訳、要約筆記など運営方法に対する配慮と支援を充実させます。 ●講演会や講座等の各種事業の開催に際しての配慮（随時）	関係各課
2	地域社会における男女共同参画の視点に立った啓発の推進	多様な年齢の男女が参画し、多様な意見が反映されるよう自治会等の各種団体に対し、男女共同参画に関する啓発及び情報提供を行います。 ●各種団体に対する男女共同参画に関する啓発（随時） ●各種団体に対する男女共同参画に関する情報提供（随時）	関係各課
3	三芳町男女共同参画推進会議との協働による地域づくり	三芳町男女共同参画推進会議との協働により、三芳町における男女共同参画への理解を深めるとともに各事業を通じて地域づくりを推進します。また、三芳町男女共同参画推進会議より2年に1度提出される提言書を踏まえた施策の推進に努めます。	総務課
4	(仮称) 共生社会推進条例の検討	男女平等だけでなく、性別等を超えた多様性を尊重できる社会の実現に向けて、(仮称) 共生社会推進条例について検討します。 ●庁内検討会の開催 ●住民・有識者を含む検討会の設置（令和2年度（2020年度）までに設置）	総務課
5	男女共同参画推進庁内連絡会議の開催	男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画推進庁内連絡会議を開催します。 ●男女共同参画推進庁内連絡会議の開催（随時）	総務課
6	多文化共生と多様な性への理解推進	男女共同参画に関する国際的な動向について情報を収集し提供するとともに、NPOなど民間団体と連携し、多文化共生の観点から在住外国人に対する生活支援を行います。また、性的少数者が気兼ねなく地域に参加できる体制を目指し、性の多様性（LGBT、SOGI）への住民の理解を促します。 ●男女共同参画に関する他自治体や国際的な動向に関する情報提供（随時） ●外国人生活相談の実施（継続） ●性の多様性（LGBT、SOGI）に関する情報提供（随時）	総務課

主要施策②

安心・安全な地域づくりの推進

事業 番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
7	男女共同参画の 視点に立った地 域防災力の強化	<p>地域における防災意識を啓発し、女性消防団員の活動(啓発活動・救命救急指導等)支援、組織の強化・活性化を図ります。また、災害時の避難所における、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進に努め、性別の違いやプライバシーの保護に配慮した避難所運営ガイドラインを活用し、各避難所運営マニュアルの作成や災害用備蓄物資を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性消防団員の活動支援(随時) ●性別の違いに配慮した避難所運営ガイドラインを活用した避難所ごとの運営マニュアルの作成(令和3年度(2021年度)までに) 	自治安心課

【現状と課題】

女性は人口の約半分、平成27年（2015年）の国勢調査によると県内の労働力人口の41.6%を占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っているながらも、施策・方針決定への参画は極めて低く、女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況であり、男女共同参画社会基本法の制定から15年余りを経過した現在も、なお大きな課題となっています。

三芳町においても各種審議会等の女性委員登用状況は、平成26年度（2014年度）で24.5%、平成30年度（2018年度）は28.1%と年々増加しており、全国26.6%・埼玉県内市町村平均27.6%は上回ったものの、埼玉県28.5%と比較すると下回っている状況で、前計画策定時に目標とした女性委員比率30%には届いておりません。

庁内における女性管理職の登用状況では、平成26年度（2014年度）で91名の管理職のうち女性管理職は24名、女性管理職比率は26.4%となっております。平成30年度（2018年度）の登用状況は、83名の管理職のうち女性が18名、女性管理職比率は21.7%と低下しました。

また、女性の区長（行政連絡区長）は平成27年度（2015年度）においては1名で、地域役員等の要職はほとんどが男性で占められている状況です。平成30年度（2018年度）も同様の人数で、変化はありません。

男女共同参画社会実現のためには、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画し、行政や政策、地域社会において、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。

男女が対等かつ均等に幅広い分野で活躍することができるよう、引き続き政策・方針を決定する場への女性参画を拡大するとともに、町における女性管理職登用の促進に向けた人材育成・発掘に努め、さらに踏み込んだポジティブ・アクション^{※11}の取組を推進する必要があります。

また、地域や各種団体、事業所等の慣行等により女性が会長やリーダーになりにくい状況であるということが考えられるため、女性が活躍することを阻害する要因を見極め、女性が参画しやすい環境整備をしていく必要があります。

※11 ポジティブ・アクション：積極的改善措置のこと。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していく。

主要施策①

各種審議会等委員への女性の参画促進

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
8	審議会等への女性委員の登用促進	<p>審議会等への女性委員の登用を促進し、性別に偏ることのない審議会等の運営を推進するとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性委員登用率の拡大(令和3年度(2021年度)までに30%) ●すべての審議会等に女性委員の登用(令和3年度(2021年度)まで) 	関係各課

主要施策②

庁内における女性職員の参画推進

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
9	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成	<p>各種研修の機会を積極的に提供し、女性職員の意識の高揚と能力の向上を促すとともに、女性職員が管理職をめざしやすい環境整備を進め、女性管理職登用を積極的に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●研修会の開催(隔年1回) ●女性管理職登用の割合(令和4年度(2022年度)までに30%) 	総務課

主要課題 1

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランス※12の推進は、企業や経済社会が活性化するだけでなく、健康や個人生活の充実のためにも重要であり、その実現には男女が共に働き方を見直し、個人それぞれの多様な価値観に基づいた生活ができる環境をつくることが求められます。

平成27年度（2015年度）の男女共同参画に関する住民意識調査の結果では、家庭生活（家事・子育て・介護など）を積極的に行うために必要なことについて「企業等が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」が67.8%、「育児・介護休業制度の一層の普及を図る」が47.3%となっています。平成30年度（2018年度）の同調査では、「企業等が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」が63.2%、「育児・介護休業制度の一層の普及を図る」が41.9%にそれぞれ減少し、「男性が仕事中心の生き方・考え方を改め、家事などに参加することの抵抗感をなくす」が30.5%から35.8%に、「フレックスタイム制※13や在宅勤務などを普及させる」が31.4%から35.0%に増加する結果になっています。

子育て世代の女性の就業率は男性に比べ落ち込みやすく、全国的に問題になっています。平成27年（2015年）総務省統計局「国勢調査」によると、三芳町の女性の就業率は埼玉県的女性と同様、30～39歳を中心に全国より低くなっています。平成27年度（2015年度）の男女共同参画に関する住民意識調査では、女性が長く働き続けることを困難にしている要因としては「家事・育児との両立」に74.8%、「長く働き続けられるような職場環境の条件・制度が不十分なこと」に55.2%の方が回答し（複数回答）、平成30年度（2018年度）の同調査でもそれぞれ前回の結果を上回る割合の方が回答しています。これらがワーク・ライフ・バランスの実現に大きな障壁となっていることがうかがえます。

ワーク・ライフ・バランスの重要性を職場や地域社会に広く浸透させていくとともに、男女がお互い協力し、社会の支援を享受しながら仕事と生活の調和のとれた生活スタイルの実現を目指します。

主要施策①

男女共同参画の視点に立った職場環境づくりの促進

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
10	町内事業所へのアンケート調査の実施	町内事業所における男女共同参画に関する取組状況について、実態を把握し、事業所における男女共同参画の意識啓発を図るとともに、今後の男女共同参画施策を推進する基礎資料とする目的でアンケート調査を実施します。 ●男女共同参画に関する事業所アンケートの実施（令和元年度（2019年度）・令和4年度（2022年度）に実施）	総務課

※12 ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった生涯の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。仕事と生活の調和。

※13 フレックスタイム制：労働者が一定の定められた時間帯の中で、労働の始期と終期を自由に決定できる労働時間制。

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
11	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供	<p>男女の性別に関わらず働き方の見直しを推進し、働き続けながら安心して育児・介護を行うことができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の普及啓発に努めます。また、町内事業所に対し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{※14}の遵守や職場におけるセクシュアル・ハラスメント^{※15}防止、妊産婦保護の推進等、法制度等の周知徹底を図るとともに、商工会など関係機関と連携し、男女が働きやすい環境づくりに向けた啓発活動を積極的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三芳町男女共同参画推進会議による啓発活動（年1回） ●事業主に対する啓発活動（年1回） ●ワーク・ライフ・バランスについてホームページ等による情報提供（随時） 	総務課 観光産業課
12	女性の就労・再就職支援	<p>出産や子育てなどのために一時的に仕事を中断した女性の就労・再就職を支援するため、各種講座の開催、情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性の就労・再就職セミナーの開催（年1回） ●With you さいたま等で開催される学習会、講演会等の情報提供（随時） 	総務課 観光産業課

主要施策②

仕事と家庭生活の両立支援

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
13	子育て支援サービスの充実	<p>勤労形態や利用者ニーズの多様化に対応するため、「三芳町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一時保育や延長保育、病児・病後児保育など弾力的できめ細かな保育サービスの充実を図るとともに、総合的な子育て支援事業を推進します。</p>	こども支援課
14	男性の積極的な家事・育児・介護への参加促進	<p>男性が積極的に家事・育児・介護に参加できるよう啓発を推進し、各種講座において男性の参加者拡大に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男性に対する家事・育児・介護参加の啓発（随時） ●両親学級の参加者拡大 ●離乳食教室の男性参加者の拡大 ●子育て講座の男性参加者の拡大 	総務課 健康増進課

※14 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：平成27年法律第64号。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定された。

※15 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または相手方の生活環境を害すること。

【現状と課題】

男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に欠くことが出来ないことといえます。

男性と女性では、それぞれ異なる身体的特性があり、男女が互いの性に関して正しい知識を身に付けることが大切です。特に女性については妊娠・出産など男性とは異なる生理的機能を有しており、生涯を通じて男性と異なる健康の問題に直面することもあることから、そのライフステージに合わせた健康教育・健康支援が必要です。

また、平成26年度（2014年度）の特定健康診査受診率は男性が42%、女性が58%で男性の特定健康診査受診率が50%を下回っています。平成30年度（2018年度）は男性が38.5%、女性が47.2%で男女ともに受診率が低下しました。

こうしたことから生涯を通じた健康の保持・増進のため、介護予防の普及啓発、特定健康診査受診率の向上を目指します。

主要施策①

こころと身体健康支援

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
15	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ^{※16} の普及啓発	男女が互いの性を尊重し、妊娠、出産の重要性を正しく理解するため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて広く啓発し、その理念の普及を図ります。 ●ホームページ等による啓発（随時）	総務課
16	介護予防普及啓発の推進	誰もが身近な地域で介護予防ができるよう高齢者運動事業を実施するとともに、男性参加者が少ない傾向があるため、普及啓発に努めます。 ●男性参加者拡大に向けた啓発（随時）	健康増進課
17	ライフステージに応じた健康支援	ライフステージにより異なる女性特有の疾病を早期に発見するための各種検診を実施し、健康支援の充実を図ります。また、特定健康診査において受診率が低いことから、健康管理に対する意識の向上を目指した啓発を行うとともに、受診率向上に努めます。 ●乳がん検診の受診者拡大 ●ママのための健康診断受診者拡大 ●広報などによる啓発（年1回） ●特定健康診査の受診率向上に向けた啓発活動（年1回）	健康増進課 住民課

※16 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康を享受する権利の事。自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。

三芳町DV防止基本計画

【策定の趣旨】

配偶者等からの暴力（「ドメスティック・バイオレンス」。以下「DV」という。）は、多くが家庭内で行われるため外部からの発見が困難であり、また、加害者に罪の意識が薄い傾向があるため、被害が深刻化しやすいという特徴があります。犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、様々な機関が連携しながら取り組まなければならない緊急の課題です。

DVの被害者の多くは女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的役割分担意識など、男女共同参画に関する根本的な問題が集約されています。

平成13年(2001年)にDV防止法が成立し、平成16年(2004年)には「配偶者からの暴力」の定義の拡大、被害者の保護の強化などが盛り込まれた改正がなされ、その後、平成19年(2007年)には配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とすることなどを定めた一部改正が行われました。

ここでは、DV防止法第2条の3第3項に規定される基本計画（DV対策基本計画）として、本計画と一体的に位置付けています。

暴力の種類について

暴力は、身体に対する暴力ではありません。次のようなものは全て根絶すべき暴力です。

【身体的暴力】

殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざすなど直接的なもの

【精神的暴力】

交友関係や毎日の行動を細かく監視する、脅す、何を言っても無視するなど

【性的暴力】

望まない性行為の強要、避妊に協力しないなど

【経済的な暴力】

生活費を渡さない、仕事を無理やりやめさせて経済的に弱い立場に立たせるなど

【言語的な暴力】

「誰のおかげで生活できるんだ」、「役立たず」などの暴言や命令口調でものをいうなど

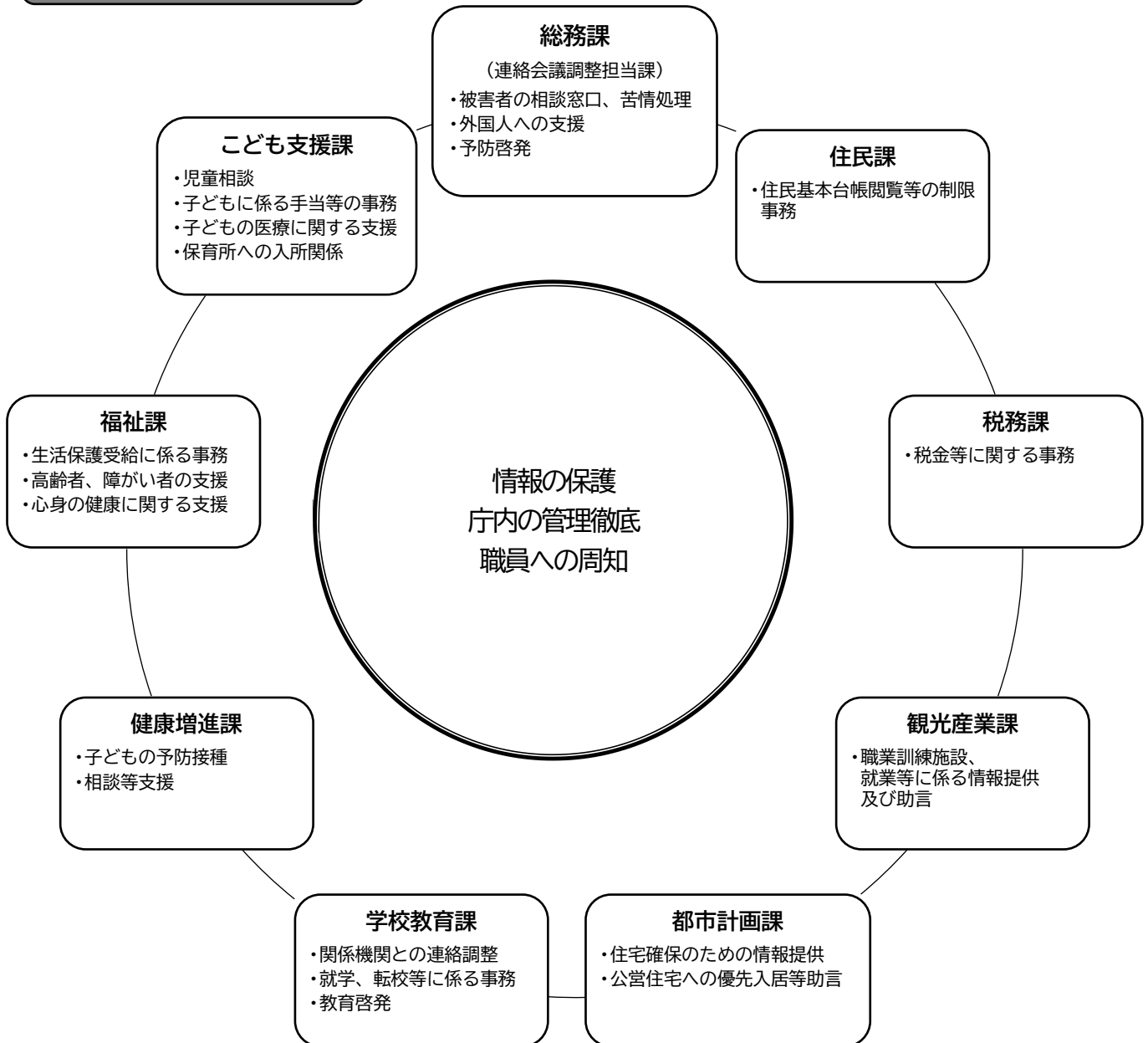
【子どもを利用した暴力】

子どもの目の前で暴力をふるう、被害者が悪いと思わせる、子どもへの暴力をほのめかすなど

【三芳町DV対策庁内連絡会議】

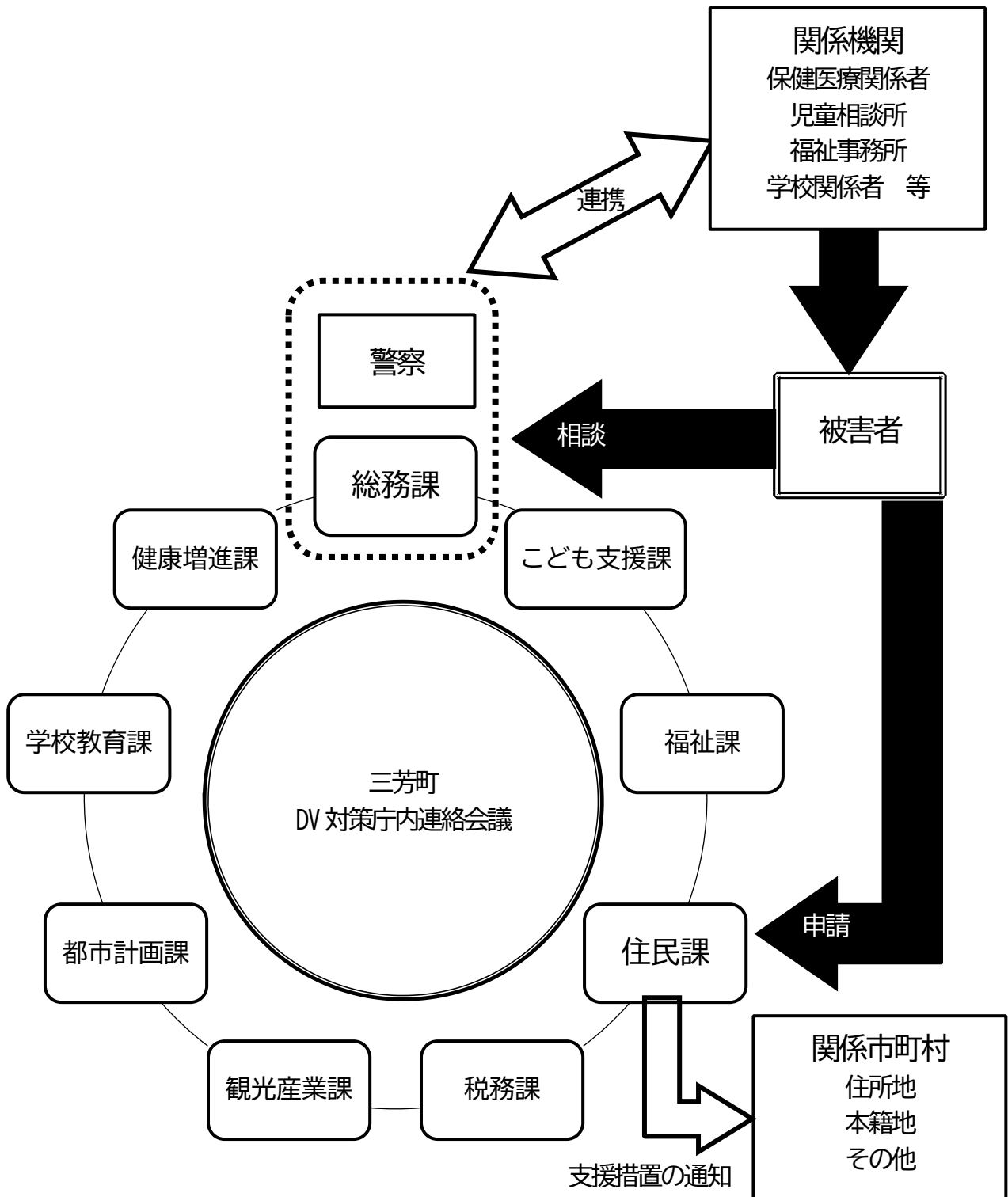
DV被害者にとって必要な支援は、男女共同参画・福祉・保健・教育・就業等、多くの分野に関係することが多く、単独の部署のみで対応することは非常に困難です。DV被害者に関する様々な問題に組織的に対応していくために、各分野の課・職員がDVに対する共通認識を持ち、緊密に連携できるよう、三芳町DV対策庁内連絡会議を設置しています。

組織間の連携・情報の共有



【DV被害者支援の流れ】

DVをめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、被害者に対するきめ細かな支援が重要です。そのためには、関係部署及び様々な分野の機関がネットワークを構築して、その活用を図ることが必要です。



【現状と課題】

セクシュアル・ハラスメントやデートDV※17、児童、高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者等に対するDVなど、あらゆる暴力は重大な人権侵害です。特に女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など、男女がおかれている立場に起因する実態があり、暴力が子どもに及ぶことも少なくなく、あらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な問題となっています。

平成27年度（2015年度）の男女共同参画に関する住民意識調査の結果では、配偶者や親密な関係にある人からの暴力（DV）について、「暴言・大声でどなる」、「何を言っても、長時間の無視」、「危害の不安・恐怖を感じるようなおどし」に「何度もあった」「1・2度あった」と回答する割合が高く（複数回答）、精神的な暴力が高い割合を占めています。また、すべての項目で男性の被害経験の割合を女性が上回っています。平成30年度（2018年度）の調査でも同様の結果でした。また、配偶者や親密な関係にある人からの被害を相談できなかった理由、または相談しようとは思わなかった主な理由について、「相談するほどのことではない」という理由の他に、「相談しても無駄」、「自分さえ我慢すればやっていける」、「自分にも落ち度がある」などが回答する割合が高く、問題を抱え込んでいく状況があることが考えられます。

あらゆる暴力を未然に防止し、DV問題が潜在化することのないよう、一人ひとりの認識を深める啓発やDVに関する情報提供や窓口の周知を徹底するほか、被害者が相談しやすい体制を整備する必要があります。

主要施策①

あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
18	DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	DVの防止と根絶のために様々な方法で積極的に情報を提供していきます。 ●広報などによる啓発（年1回以上）	総務課
19	デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	デートDVの防止と根絶のために様々な方法で積極的に情報を提供していきます。 ●広報などによる啓発（年1回以上） ●児童・生徒に対する意識啓発と情報提供（随時）	総務課 学校教育課
20	庁内推進体制の整備・周知徹底	庁内におけるDV被害者等の支援体制を整備し関係各課と連携を図るとともに、職員への周知を徹底します。 ●DV対策庁内連絡会議の開催（年1回以上）	総務課

※17 デートDV：交際相手からの暴力。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力（どなる・無視する）、デジタル暴力（メール・着信等のチェック）、金銭的暴力（お金を貸しても返さない・おごられる）、性的暴力（望まない性行為の強要・避妊に協力しない）等がある。男性も女性も被害者になる可能性がある。

主要施策②

DV被害者への支援

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
21	DVに関する相談・支援体制の充実	関係各課及び幅広い分野にわたる関係機関（警察・福祉事務所・民間シェルター等）との協力、連携の強化を図り、情報を共有し、効果的に支援できるように体制を充実します。 ●DV被害者支援マニュアルの改訂・周知・確認（随時）	総務課
22	住民基本台帳事務における支援措置	DV被害者の安全を確保するために、住民基本台帳事務において支援措置 ^{※18} を行うとともに、情報管理の徹底及び取り扱いにおける関係職員への周知を徹底します。 ●個人情報の漏洩に対する意識の向上(随時)	住民課
23	女性相談の充実	DV被害者の様々な悩みや困りごとに対し、専門の心理カウンセラーによる女性相談を行うとともに、広報やチラシなどにより周知を図ります。 ●広報などによる周知（年1回以上）	総務課

※18 支援措置：DV被害者等の方を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（以下「法」という。）第11条、第11条の2）、住民票の写し等の交付（法第12条、第12条の2、第12条の3）及び戸籍の附票の写しの交付（法第20条）について、不当な目的により利用されることを防止する。

主要課題 1

性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革

【現状と課題】

平成27年（2015年）の男女共同参画に関する住民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、男女共に約6割が否定的な考えを示しており、前回調査時から割合が高くなっています。一方で、家庭生活（家事・子育て・介護など）の頻度についてのすべての項目において、男性より女性が携わる割合が高くなっており、家庭の中での男女の役割分担について主に女性が担っている現状がうかがえます。

これまでの三芳町での様々な取り組みの結果、男女平等の意識について徐々に浸透していると考えられますが、家庭生活等における性別による固定的役割分担意識は、いまだ根強く残っています。

家庭生活における男女共同参画への意識の向上や家事・育児等無償労働（アンペイドワーク）※19への適正な評価について、男女の性別に関わらず当事者意識を持つよう意識の啓発をする必要があります。

主要施策①

男女共同参画意識の普及啓発

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
24	男女共同参画意識定着のためのセミナー等の企画実施	三芳町男女共同参画推進会議と協働により、性別による役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるためのセミナーの実施や情報誌を発行します。 ●「ヒューマンフェスタ（共に生きる女と男のセミナー）」の開催（年1回） ●男女共同参画情報誌「まなざし」の発行（年1回）	総務課 社会教育課
25	多様なメディアを活用した男女共同参画に関する情報発信	あらゆる分野で男女が平等に参画できる社会をめざすため、多様なメディアを活用して、三芳町男女共同参画基本計画の周知や男女共同参画週間のPR等、男女共同参画に関する様々な情報を発信します。 ●「広報みよし」による記事の掲載 ●ホームページを通じた情報提供（随時） ●男女共同参画情報誌「まなざし」による情報提供（年1回） ●男女共同参画図書の収集と特集コーナーの設置（随時） ●男女共同参画啓発資料の作成及び配布（随時）	総務課 図書館

※19 家事・育児等無償労働（アンペイドワーク）：家庭内の仕事や地域活動など、報酬の支払いがないものの生活に必要な労働のこと。

事業 番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
26	職員を対象とした男女共同参画の推進	<p>男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう職員を対象とした研修を実施します。また、職員が性別にかかわらず、能力を発揮できる職場づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する研修の実施（隔年1回） ●男女共同参画の視点から考える表現ガイドの周知（年1回） 	総務課 全課
27	男女共同参画推進状況に関する調査	<p>男女共同参画に関する住民意識調査、男女共同参画基本計画の進捗状況調査、アンケート調査により三芳町における男女共同参画に関する課題を把握し、検証と評価を行い、「第3次三芳町男女共同参画基本計画」の推進に反映させるとともに「第4次三芳町男女共同参画基本計画」策定に向けた準備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三芳町男女共同参画に関する住民意識調査（平成30年度（2018年度）・令和4年度(2022年度)に実施） ●三芳町男女共同参画基本計画進捗状況調査（平成30年度（2018年度）・令和4年度(2022年度)に実施） ●アンケート調査（随時） 	総務課

【現状と課題】

次代を担う子どもたちが、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、自らの資質や個性に応じて多様な生き方を選択するためには、人格形成が始まる幼児期から、適切な人権意識や男女平等の意識を育み、発達段階に応じた教育、学習が必要です。

また、学校や保育所等、家庭においては、指導する立場にある教職員や保育士、保護者に対して男女平等の意識を高める取組を進めることも大切です。

あらゆる世代の男女が、自分らしい生き方ができ、社会の様々な分野に参画する能力を身に付けることができるようにするためには、教育の果たす役割が非常に重要となります。

家庭、職場、学校、地域など様々な場面において、男女共同参画の視点に基づいた教育や学習を推進するとともに生涯にわたって学習の機会を提供する必要があります。

主要施策①

学校等における男女平等教育の推進

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
28	男女平等の視点に立った教育の推進	<p>児童生徒が、性別にとらわれず、お互いの個性や人権を尊重し、男女平等の視点に立った学校教育を推進します。また、子どもたちの心と身体のバランスに配慮した性教育を実施するとともに、妊娠など性に関わる健康への理解を児童期から促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女平等の視点に立った進路指導・キャリア教育※20の充実 ●中学生社会体験チャレンジ事業での保育所体験活動 ●性の多様性（LGBT、SOGI）に対する理解など、様々な人権に関する人権教育の充実 ●LGBTの児童生徒に対する配慮の充実 ●学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育の実施 	学校教育課
29	教職員・保育士等の男女平等意識の向上	<p>教職員、保育士等の男女平等に関する意識の高揚と指導力の向上を図り、学校教育の場や保育所で実践していくために、男女平等教育や人権教育の研修等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教職員に対する研修会の実施（年1回） ●保育士に対する研修会の実施（年1回） ●民間保育施設・幼稚園等への啓発（随時） 	総務課 こども支援課 学校教育課

※20 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。

主要施策②

家庭や地域における男女平等教育の推進

事業番号	事業名	事業内容 具体的事業・目標	担当課
30	男女平等の視点に立った家庭教育の推進	<p>家庭での教育の担い手である保護者に対する学習機会の場において、男女平等の視点に立った家庭教育の内容を盛り込み、男女共同参画の浸透を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育学級（年1回以上） ●親の学習講座（年1回以上） 	社会教育課
31	男女平等の視点に立った生涯学習の推進	<p>男女が各人の個性を伸ばし、性別にとらわれず心豊かで生きがいのある人生が送られるよう、生涯学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢大学でのカリキュラム ●With you さいたま等で開催される学習会、講演会等の情報提供(随時) ●子ども大学でのカリキュラム 	総務課 公民館

